

## 鳴門教育大学検定料の免除に関する規程

平成29年10月25日

規程第83号

(趣旨)

第1条 鳴門教育大学学則(平成16年学則第1号)第96条の2第2項の規定に基づく検定料の免除の取扱いについては、他に別段の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(免除の対象者)

第2条 検定料の免除の対象となる者は、免除を受けようとする入学試験が、学長が指定する災害を受けた後に実施されるものであり、かつ、学長が指定する入学試験に出願する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、研究生、科目等履修生等については、対象としない。

(1) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用されている地域で被災した志願者で、次のいずれかに該当する者

イ 主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊又は流失した場合

ロ 主たる家計支持者が死亡又は行方不明の場合

(2) その他学長が相当と認める事由がある場合

(免除の申請)

第3条 検定料の免除を受けようとする者は、出願と同時に、検定料免除申請書(本学所定用紙)に被災等を証明する書類を添え、学長に申請しなければならない。

(許可)

第4条 検定料の免除の許可は、学長が行う。

(免除の額)

第5条 検定料の免除の額は、当該検定料の全額とする。

(許可の取消し)

第6条 検定料の免除を許可された者について、当該申請書類の記載に虚偽の事実が判明した場合は、学長は当該許可を取り消すことができる。

2 前項の規定により検定料の免除の許可を取り消された場合は、納付すべき検定料の全額を、速やかに納付しなければならない。

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年10月25日から施行する。